

第3期営業時間短縮協力金(令和3年3月大阪府・大阪市共同)のご案内

◆ 概要

緊急事態宣言終了後、大阪府が行った新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく、**令和3年3月1日から4月4日の35日間の営業時間短縮の要請**(以下「要請」)に全面的にご協力いただいた**飲食店等**に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に**営業時間短縮協力金**(以下「第3期協力金」)を支給します。

◆ 対象者(支給要件)

次のいずれにも該当する事業者が対象です。

① **大阪市内に要請対象施設(店舗)(以下「店舗」)を有すること。**

※裏面の「対象施設及び要請内容」をご確認ください。

② **感染拡大予防ガイドラインを遵守し、大阪府の要請にご協力いただいていること。**

※通常営業時間が午前5時から午後9時までの店舗は、第3期協力金の支給対象外となります。

※令和3年3月1日から4月4日までの間に、開店もしくは閉店した事業者も対象になる場合があります。

また、3月1日から3月21日までの間のみ要請に応じた場合は、1店舗あたり84万円(4万円×21日分)の支給額になります。

詳しくは下記URL(二次元バーコード)より、大阪府ホームページをご確認ください。



大阪市上乗せ協力金について

月額賃料等が60万円以上の店舗については、大阪市上乗せ協力金の支給対象となる場合があります。

店舗や来店客専用駐車場の土地や建物の令和3年3月にかかる賃料や共益費、管理費が対象となります。

受給にあたっては、第3期協力金を申請終了後、別途大阪市への申請が必要です。

詳しくは下記URL(または二次元バーコード)より、大阪市ホームページをご確認ください。

大阪市上乗せ協力金	月額賃料 60万円未満 または自己所有物件	月額賃料 60万円以上	月額賃料 80万円以上	月額賃料 100万円以上
		1万円	2万円	3万円
第3期協力金	一律 4万円			
合計	4万円/日	5万円/日	6万円/日	7万円/日

◆ 申請方法

パソコン・スマートフォンで申請いただけます。各協力金に関するホームページで申請書類等の詳細を必ずご確認ください、システムにアクセスし、申請してください。

第3期営業時間短縮協力金(令和3年3月大阪府・大阪市共同)大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyoushikantansyuku3/index.html>



大阪市上乗せ協力金 大阪市ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000528137.html>



◆ 対象施設及び要請内容

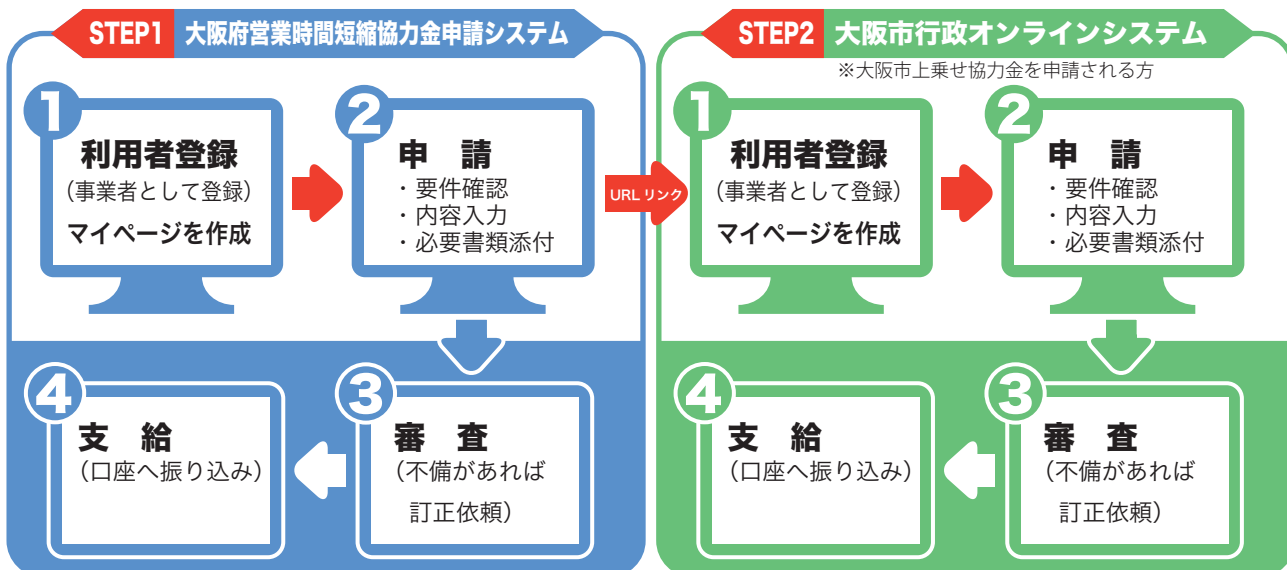
対象施設	要請内容
【飲食店】 ・ 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 ※ 宅配・テイクアウトサービスを除く 【遊興施設】 ・ バー、カラオケボックス等 ※ 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	【営業時間短縮】 午前 5 時から午後 9 時を要請 ※ ただし、酒類の提供については午後 8 時 30 分まで

【営業時間短縮要請等について】

まん延防止等重点措置コールセンター 受付時間：午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分

☎ 06-4397-3268（平日のみ。土日及び祝日は対応していません。）

◆ 協力金の申請方法について



※ 大阪府上乗せ協力金の要件を満たす方は、大阪府申請システムでの申請に加えて、大阪市オンラインシステムでの申請が必要です。

※ 大まかな流れですので、申請の際は必ず大阪府ホームページや募集要項をご確認ください。



協力金の不正受給は犯罪です！

大阪府・大阪市では、府民のみならずからの多数の情報提供により各行政機関等と連携し、店舗の活動状況に関する調査を予告なく順次行っています。虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、事業者のみならずには適正な申請をお願いします。

【申請受付期間】 令和 3 年 4 月 8 日（木曜日）から 5 月 27 日（木曜日）まで

※ オンライン申請ができない方は郵送申請がご利用いただけます。

(郵送については府ホームページ、または下記の間合せ先までお問い合わせください。)

◆ お問い合わせ先

【第 3 期協力金に関すること】 大阪府営業時間短縮協力金コールセンター

☎ 06-6210-9525

(平日・土曜日のみ。日曜日及び祝日は対応していません。午前 9 時から午後 6 時まで)

【大阪府上乗せ協力金に関すること】 大阪市営業時間短縮協力金コールセンター

☎ 06-6655-0711 / 06-6655-0820 / 06-6654-3553

(平日・土曜日のみ。日曜日及び祝日は対応していません。午前 9 時から午後 5 時 30 分まで)